

高知県立消費生活センター  
地域見守り情報



第221号

## 強引な訪問購入に注意!! ～不用品買い取りのはずが 大切な貴金属まで買い取られた～

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、「訪問購入」の相談が増えています。断ってもしつこく居座られたり、売るつもりのない貴金属を強引に二束三文で買い取られるなどのトラブルがあり、契約当事者の8割近くが60才以上の方となっています。



### 【県内事例】

突然事業者から、「不用品はないか」と電話があり、来訪を許可したところ、未使用の洋服を200円で買い取りすると言われ、その後、「貴金属はないか」と聞かれた。「ない」と言ったが、なかなか帰ろうとせず、「売らなくてもいいので、持っている貴金属を見せて」と言われた。仕方なく指輪を見せたら、保険証の写真を撮られた後、契約書に名前と住所を記入させられ、1万円で強引に買い取られてしまった。指輪は思い出の品なので、キャンセルして取り戻したい。

### アドバイス

- ・購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ・購入業者が突然訪問してきても、家に入れないようにしましょう。
- ・事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品を確認し、承諾していない物品の売却を迫られても、きっぱり断りましょう。
- ・購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- ・クーリング・オフ期間内は物品を引き渡さないこともトラブル未然防止の一つとなります。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)